

議案第64号
宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 今回の制度改正以外の低所得者保険料軽減措置の内容

今回の制度改正以外に、低所得者に対しては従来から以下のような減免制度があります。

○介護保険料生活困窮者減免

(市介護保険条例第17条第1項第5号および市介護保険規則第23条第2項)

1. 減免対象者

保険料段階が第1段階から第3段階の人で、以下の要件すべてにあてはまる人。

2. 減免要件

- (1) 生活保護を受給していない。
- (2) 市民税課税者に扶養されていない。
- (3) 市民税課税者と生計同一でない。
- (4) 資産などを活用しても、なお生活が困窮している。
- (5) 被保険者本人及び世帯全員の前年1年間の収入金額の合計が、下表の年間収入の基準以下。

第1段階 該当の場合	→	1人世帯 80万円	1人増えるごとに 20万円を加算
第2段階 該当の場合	→	1人世帯 125万円	1人増えるごとに 35万円を加算
第3段階 該当の場合	→	1人世帯 150万円	1人増えるごとに 50万円を加算